



2025年 4月 第153号

産業文化通信

JCI 産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6階

電話：03-3525-4838



春の麗らかな日差しが感じられる季節となりました。新年度を迎え、組合員の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、新年度のスタートと共に…毎年恒例の実施状況報告（実習生）・定期報告（特定技能）のほか、制度の改定、様式の変更、手数料の改定などなど、要チェック事項がたくさんございます。制度の変更については、都度こちらの通信でもご案内してまいりますので、皆様ご確認の程宜しくお願い致します。

令和6年分 実施状況報告書について ※実習生

技能実習法により、実習実施者（実習生受入企業）は、毎年1回（4/1～3/31の一年分）実習生の状況について【実施状況報告書】を作成の上、各地域の外国人技能実習機構に提出する必要があります。提出はJCIで取りまとめ、機構へ送りますので、各担当から4月以降提出書類のご案内がありましたら、早めにご協力の程宜しくお願い致します。

実習生からの転籍申出について ※実習生

技能実習生が【やむを得ない事情】により、実習先の変更（転籍）を希望する場合に、会社や組合に対し提出する書面のフォーマットが公開され、やむを得ない事情の内容についても明確化されました。実習生から、【実習先変更の申出書】の提出を受けた場合は（企業でも組合でも）必ず受理し、内容について調査し、結果を実習生に報告（もしくは転籍の対応）をする必要があります。

実習生から書面を受け取られましたら、放置せず早急に組合にご連絡下さい。

特定技能定期報告書について ※特定技能

今まで、4半期毎1回（3カ月1回）提出しておりました、特定技能の定期報告は、4/1から年1回の提出に変更されます。（今年4月に提出する2024年第4四半期の報告の次は、2026年4月に提出する→2025年度定期報告となります。）

※その他にも、4月から特定技能の申請について、制度改正がありました。

裏面に詳細を記載致しますので、特定技能受入企業のご担当者様は是非ご一読下さい。

日本語能力試験のご案内

次回2025年7月6日（日）に実施される日本語能力試験の申込期間は3月18日～4月8日です。受験希望者は、組合にて団体申込をします。

● 令和 7 年 4 月 1 日から

特定技能の運用要領が改正されます



☞ポイント①

特定技能所属機関（会社）は、地方公共団体（市区町村）から、共生社会の実現の為に実施する施策に対する協力を要請された時は、当該要請に応じ、必要な協力をする。また、その旨を記載した確認書を市区町村にあらかじめ提出することが求められます。

※提出先：事業所所在地の市区町村・特定技能者住居地の市区町村 それぞれに提出
→想定される協力：共生社会実現の為にアンケート協力・ゴミ出しルールの周知 など
→4/1 以降最初に行う申請に添付が必要となります。詳しくは、組合からご案内致します。

☞ポイント②

- ・定期報告が、従来の 3 カ月 1 回から、年 1 回に変更になります。
- ・企業が提出する【受入・活動状況に係る届出】と、組合が提出する【支援実施状況の届出】一体化となり、両者署名の上、受入企業が取りまとめて提出する形となります。

☞ポイント③

今まで、申請時に提出していた以下の書類について、申請時添付ではなく定期報告時に提出することとなります。

- | | |
|----------------|----------------|
| ・登記事項証明書 | ・役員の住民票写し |
| ・労働保険料の納付に係る資料 | ・社会保険の納付に係る資料 |
| ・国税の納付に係る資料 | ・法人住民税の納付に係る資料 |

※年 1 回になった後の定期報告の内容全体については、まだ分かりませんが、年度末にご用意いただく書類が集中する可能性が**大**です。

☞ポイント④

組合が実施する定期面談がオンラインでも可能になります。

※特定技能者本人が同意した場合。対面での面談を希望した場合は従来通り。

※オンライン面談の内容は、録画し 1 年以上保管が必要。

→組合では、従来通りの対面での面談を実施予定です。（やむを得ない場合を除く）

☞ポイント⑤

組合から入管への【基準不適合の届け出】

組合が、特定技能所属機関の基準不適合を知った際には、入管への届け出が必要です。

- 例）・税金や社会保険料の滞納がある。 ・特定技能と同じ業務を行う労働者が解雇された。
・労働関係法令の違反があった。 ・外国人に対する暴力行為、脅迫行為があった 等